

生徒指導の視点から捉えた不登校特例校と 夜間学級の生徒の相互交流の教育的価値

—全国唯一の京都市立洛友中学校の取り組みをもとに—

高 垣 明 夫
(京都市教育委員会)

本研究では、不登校を経験した昼間部生徒と様々な事情で学齢期に義務教育を果たすことができなかった夜間部生徒が、世代や国籍を超えてふれあい学び合う全国唯一の学校である京都市立洛友中学校の実践をもとに、不登校特例校と夜間学級の生徒の相互交流の教育的価値を、生徒指導の視点から捉え直し、これからの生徒指導に必要な考え方を提言することを目的とした。生徒指導を行う上で、教員に求められる汎用性のある資質・能力を洛友中学校の取り組みから明らかにした。

キーワード：夜間中学校、不登校、生徒指導、生徒指導論

1. はじめに

(1) 生徒指導に関する今日的課題

「グローバル化は我々の社会に多様化をもたらし、また、急速な情報化や技術革新は人間生活を質的にも変化させつつある。こうした社会的変化の影響が、身近な生活も含め社会のあらゆる領域に及んでいる中で、教育の在り方も、新たな事態に直面していることは明らかである。」(文部科学省, 2015a) と中央教育審議会・論点整理でも述べているように、家族形態や価値観・ライフスタイルが多様化し、スマートフォンやゲーム機の所持が当たり前のように普及している中で、子どもたちに負の影響を与えている実態が憂慮されている。具体的には、外遊びが内遊びに変わり、多人数で群れての遊びが一人もしくは少人数での遊びへと変化し、直接に体験を通して学ぶ、生活体験や自然体験の機会が減っている。また、自己と正対し、苦しいことやつらいことを乗り越える経験も不足している。換言すれば、非認知能力を伸ばしたり、望ましい人間性や社会性を育む上で重要な様々な体験を得る機会や場が、子どもたちの世界から急速に失われつつある。そのような状況の下、日々の生活の中で他者(友だち、家族、

地域の人々)との深いかかわりをもつことが少なくなり、いじめや不登校、虐待などの憂慮すべき事案が増加している。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えている。場合によっては、その子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがある。

いじめの態様(文部科学省, 2022a)は、表1に示すように8つあるが、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が、半数以上を占め最も多い。また、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。」は、年々増加傾向にある。

表1 いじめの態様

- | |
|----------------------------------|
| ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 |
| ②仲間はずれ、集団により無視をされる。 |
| ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 |
| ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 |

- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

虐待には、「身体的虐待」（殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせるなど）、「心理的虐待」（言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的な扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど）、「ネグレクト」（家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても病院に連れて行かないなど）、「性的虐待」（子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど）の4つがあり、子どもの心身の健全な成長を阻害するのみならず、時にはその生命または身体に重大な危険を生じさせることがある（厚生労働省）。最近では、子どもの前で家族を怒鳴り散らす等の心理的虐待が大きく増加している。

不登校については年々増加の一途をたどり、国や地方公共団体においても大変憂慮している。その要因や背景は、いじめ、友人や教職員との関係をめぐる問題、学業不振など学校に起因するもの、親子の関係、家庭内の不和など家庭に起因するもの、生活リズムの乱れ、無気力・不安など本人に起因するものなど、多様であり、それらが複雑に絡み合っている場合がしばしばある。また、最近ではヤングケアラーについても広く周知されている。

令和3年度の不登校児童生徒数は、およそ24万人（前年度より4万8千人近く増加）と過去最多となった。コロナ禍による生活環境の変化で生活リズムが乱れやすい状況や、黙食や社会的距離の確保、学校行事の中止や規模縮小など、学校生活において様々な制限がある中、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことなども背景として考えられている。

不登校児童生徒にとって、周囲の大人との信

頼関係を構築していく過程が社会性や人間性の伸長につながり、結果として児童生徒の社会的自立につながると、文部科学省は期待している。

(2) 本研究の目的

本研究では、不登校を経験した昼間部生徒と様々な事情で学齢期に義務教育を果たすことができなかった夜間部生徒が、世代や国籍を超えてふれあい学び合う全国唯一の学校である京都市立洛友中学校の実践をもとに、不登校特例校と夜間学級の生徒の相互交流の教育的価値を、生徒指導の視点から捉え直し、これからの生徒指導に必要な考え方を提言することを目的とする。

2. 生徒指導に関する先行研究

(1) 不登校に関する動向

文部科学省は、不登校とは、年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的な理由による者を除く）」（文部科学省）と定義している。

令和4年10月27日に文部科学省が発表した「令和3年度児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」（文部科学省，2022a）によると、令和3年度の不登校児童生徒数は、図1のように244,940人（前年度196,127人）であり、児童生徒数1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人（前年度20.5人）であった。

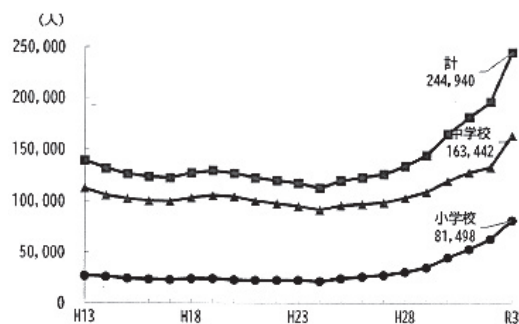


図1 不登校児童生徒数の推移

生徒指導の視点から捉えた不登校特例校と夜間学級の生徒の相互交流の教育的価値

小・中学校の在籍児童生徒数が減少しているにもかかわらず、不登校児童生徒数は、図1からもわかるように9年連続で増加し、過去最多となっている。また、不登校児童生徒数のうち、90日以上欠席した者は55.0%（134,655人）を占め、長期に及ぶ不登校児童生徒が半数を超えていることも含め憂慮すべき状況である。

また、不登校の要因については、文部科学省が、「学校に係る状況」（「いじめ」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「教職員との関係をめぐる問題」「学業の不振」「進路に係る不安」「クラブ活動、部活動等への不適応」「学校のきまり等をめぐる問題」「入学、転編入学、進級時の不適応」）、「家庭に係る状況」（「家庭の生活環境の急激な変化」「親子の関わり方」「家庭内の不和」）、「本人に係る状況」（「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「無気力・不安」）、そして、「いずれにも該当しない」の4グループ14項目に分類している。その中から主たる要因一つを、学校が選択してまとめたものが表2である。それぞれの項目の上段は項目別の不登校児童生徒数を、下段はその割合を表している。

表2 不登校の要因別の児童生徒数

		小学校	中学校	合計
不登校児童生徒数		81,498	163,442	244,940
学校に係る状況	いじめ	245	271	516
		0,3%	0,2%	0,2%
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	5,004	18,737	23,741
		6,1%	11,5%	9,7%
	教職員との関係をめぐる問題	1,508	1,467	2,975
		1,9%	0,9%	1,2%
	学業の不振	2,637	10,122	12,759
		3,2%	6,2%	5,2%
	進路に係る不安	160	1,414	1,574
		0,2%	0,9%	0,6%
	クラブ活動、部活動等への不適応	10	843	853
		0,0%	0,5%	0,3%
	学校のきまり等をめぐる問題	537	1,184	1,721
		0,7%	0,7%	0,7%
入学、転編入学、	1,424	6,629	8,053	

		進級時の不適応	1,7%	4,1%	3,3%
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	2,718	3,739	6,457	
		3,3%	2,3%	2,6%	
	親子の関わり方	10,790	8,922	19,712	
		13,2%	5,5%	8,0%	
家庭内の不和	1,245	2,829	4,074		
	1,5%	1,7%	1,7%		
本人に係る状況	生活リズムの乱れ、あそび、非行	10,708	18,041	28,749	
		13,1%	11,0%	11,7%	
	無気力・不安	40,518	81,278	121,796	
		49,7%	49,7%	49,7%	
上記に該当なし		3,994	7,966	11,960	
		4,9%	4,9%	4,9%	

表2を見ると、小学生から中学生になると不登校児童生徒数が急激に増えている。ただし、小学校でも学年が上がるにつれて増加し、特に高学年の増加の割合が高い。これは、小学校高学年の時期は身体も大きく成長し、自己肯定感を持ち始める時期であるが、反面、発達の個人差も大きく見られることから、自己に対する肯定的な意識を持たず、自尊感情の低下などにより、劣等感を持ちやすくなる時期でもある。そして、中学校の時期は、思春期に入り、親や友達と異なる自分独自の内面の世界があることに気付きはじめるとともに、自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索しはじめる時期であることなどが関係していると考えられる。

不登校の要因を個別に見ていくと、「無気力・不安」が小学校では40,518人（49.7%）、中学校では81,278人（49.7%）と共に最も多く、それぞれ半数近くの割合を占めている。次いで、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が小学校では10,708人（13.1%）、中学校では18,041人（11.0%）であり、本人に係る状況が小・中学校共に約60%を占めている。

その他の特徴として、小学校では「親子の関わり方」が10,790人（13.2%）と多く、過干渉（心理的虐待を含む）や放任（ネグレクトを含む）による子どもへの悪影響が懸念される。中

学校になると8,922人(5.5%)と減少しているが、発達年齢的に親と違う自分の考えを主張できる時期に差しかかっていることによると考えられる。

中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が18,737人(11.5%)と多い。自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤の中で生活している時期であるので、うまく友人関係を築くことができず、集団から離脱していく生徒がいることがわかる。また、「学業の不振」が10,122人と小学校(2,637人)のおよそ4倍になっている。中学校になって急に学習内容が多くなるとともに難しくなり、負担を感じている生徒がいることがわかる。

ただし、この表は主たる要因を一つ選択してまとめたものであり、本来は様々な要因が複雑に絡み合っているものと考えられる。

(2)教育機会確保法と夜間中学

平成28年12月14日に公布された教育機会確保法は、正式には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」と言い、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進することを目的としている。

教育機会の確保等に関する施策は、表3に示す「第三条」を基本理念として行われなければならないと明記されている(文部科学省, 2017a)。

表3 教育機会確保法「第三条」

- | |
|---|
| <p>一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。</p> <p>二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるよう</p> |
|---|

にすること。

- | |
|--|
| <p>三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。</p> <p>四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。</p> <p>五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。</p> |
|--|

この法律は、学校に行くことが100%正解ではないことを認めている。「不登校は誰にでも起こり得る」という考え方に基づき、「学校に行くのが普通の子ども」で、「不登校になるのは特別な子ども」という偏見を払拭しようとしている。不登校でない子どもも、「学校へ行きたくない」と思うことはある。ましてや、様々な事情で、学校へ行くエネルギーが低下している子どもを、無理に学校に行かせようとするとかえって元気がなくなり、頭痛や腹痛などの体調不良を訴えることがある。「学校に行かなければ」と自分を追い込んで不登校になってしまう場合もある。

保護者の立場としては、学校を休ませることを肯定することは、なかなか悩ましいことである。しかし、子どもの話に耳を傾け、様子を見極め、エネルギーが溜まるまで適切に休ませることの大切さを、この法律は伝えている。また、子どもも保護者も、学校を休むことで自分を否定せず、今の自分を認める気持ちを持ってほしいと願って、この法律はつくられている。

また、この法律が施行された時は、夜間中学は全国8都府県に31校の設置にとどまってい

たが、表3の「第三条」第四項に基づき、文部科学省が夜間中学を少なくとも各都道府県・指定都市に1校は設置されるよう、その設置を促進したことにより、現在では15都道府県に40校が設置されている。因みに令和4年4月に、札幌市立星友館中学校（札幌市）、相模原市立大野南中学校分校夜間学級（相模原市）、三豊市立高瀬中学校夜間学級（三豊市）、福岡市立福岡きぼう中学校（福岡市）の4校が新たに開校した。令和5年4月には仙台市、千葉市、静岡県、姫路市が、令和6年4月には福島市と泉佐野市が開校を予定している。また、群馬県、鳥取県、岡山市、大牟田市、長崎県、熊本県、熊本市、宮崎市が新設を検討している。

令和2年の国勢調査（就業状態等基本集計）で、中学校までの義務教育を修了していない人の数は898,748人（うち外国人28,755人）であった。そのうち、最終卒業学校が小学校の人が804,293人（うち外国人19,731人）で、小学校にも中学校にも在学したことがないなどの未就学者は94,455人（うち外国人9,024人）であった（教育新聞, 2022）。

夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、本国で義務教育を修了していない外国籍の人などが、再び学ぶ場として、ますます重要な役割を果たすと、期待が高まっている。

3. 京都市立洛友中学校の取り組み

(1) 不登校特例校と夜間学級の生徒の相互交流の概要

戦後の混乱期以降、京都市では経済的な理由や家庭の事情で登校できない学齢生徒のために、二部学級（夜間学級）が開設されていった。1950（昭和25）年に12中学校で開設され、1954（昭和29）年には14中学校に増えた。しかし、高度経済成長の進展とともに二部学級が次々に廃止されていく中で、1968年に他よりも遅く開設された郁文中学校の二部学級だけが学齢超過者を対象として、1970年以降も存続することとなった（その他の二分学級はこの年に全廃

となった）。

京都市内の中心部の人口減少や少子化により、下京区の五つの中学校（郁文・成徳・尚徳・皆山・梅逕）が統合されることになり、その一つである郁文中学校も2007年3月31日に閉校することとなった。そして、同年4月1日に、不登校を経験しそれを克服しようとする昼間部生徒と戦争や貧困・差別など様々な事情で学齢期に義務教育を果たすことができなかった夜間部生徒が、世代や国籍を超えてふれあい学び合う全国唯一の学校である洛友中学校が、元郁文中学校の教育施設をそのまま活用する形で開校した。

『『学びたい』との志を大切にし、生徒が目を輝かせて、『学ぶ楽しさ』と『わかる喜び』を体感できる学校』を学校教育目標として、平成27・28年度の2年間、筆者は校長として学校経営に取り組んだ。

不登校特例校（注1）である昼間部は、770時間の年間授業時数を基本としている。表4の校時表に示すように、13:30に昼間部が始業し、10分間の学活後50分の授業を3時間行う。未就学等による学習空白がある生徒もいるので、総合育成支援員や学生ボランティアなどと共に、必要に応じて個々の生徒に適した学習内容で授業を進めている。また、16:35からの終学活をしている頃に、夜間部生徒が登校してくる。

表4 洛友中学校の校時表

学 活 13:30～13:40 (10分)	昼間部
1校時 13:40～14:30 (50分)	
2校時 14:40～15:30 (50分)	
3校時 15:40～16:30 (50分)	
4校時 16:35～16:50 (15分)	夜間部
5校時 17:00～17:30 (30分)	
6校時 17:30～18:40 (70分)	
給 食 18:40～19:10 (30分)	
7校時 19:10～20:20 (70分)	
学 活 20:20～20:35 (15分)	

※ 5校時は昼間部・夜間部生徒の交流学習

※ 火・金曜日の6校時は昼間部・夜間部合同授業

17:00～17:30 までの 30 分間（5 校時）は、昼間部と夜間部の生徒が交流する時間である。主に漢字の学習を行っているが、教室の前の座席で夜間部生徒が主体的に一生懸命に漢字の学習をしている姿を、後ろの座席で昼間部生徒が目当たりしながら学習している。



図 2 昼・夜間部の交流の時間(1)「漢字の学習」

夜間部生徒が楽しそうに直向きに学習している姿を見て、昼間部生徒は日々「学ぶこととは何なのか」「人は何のために学ぶのか」という「学びの原点」を感じ取っている。

また、文化祭に向けての「貼り絵」や多文化共生学習の「中国の花文字」などの制作活動を、昼・夜間部混合のグループごとに行っているが、年齢や国籍を超えてお互いを理解し、認め合い、尊重し合う時間になっている。



図 3 昼・夜間部の交流の時間(2)「貼り絵」

火・金曜日の 6 校時は、昼間部・夜間部合同で 70 分間の実技教科（火曜日：音楽/技術家庭、金曜日：美術/保健体育…隔週）の授業を受ける。ここでも、楽しそうに自ら意欲的に授業を受けている夜間部生徒の姿から、昼間部生徒は学び

のエネルギーを得ている。

夜間部の 6・7 校時の授業は、70 分間の設定である。これは日本語が分かりにくい夜間部生徒にも、「ゆっくり、じっくり、でもしっかり」と学んでもらえるように郁文中学校二部学級の頃からの伝統である。

近年、夜間部生徒の出自や平均年齢が変化している（注 2）ことなども考慮して、平成 30 年度から夜間部の授業時間を「45 分間」の授業を 3 時間に変更している。

洛友中学校では、昼夜合同の行事を含む表 5 のような年間行事予定が組まれている。転入学から 1 か月が過ぎた 6 月に、昼間部の宿泊学習「S.T.A.R.T」を実施する。その意味は「素敵な. 友と. 歩む. 洛友の. 旅」である。また、7 月の昼・夜間部合同の自然体験学習「S.T.E.P」の意味は、「素敵な. 友と. エンジョイ. ピクニック」。そして、3 月の昼間部卒業遠足「S.T.A.N.D」の意味は、「素敵な. 友と. 歩む. 新しい. 夢」である。それぞれの時期にあったネーミングで、昼・夜間部の生徒たちから好評であった。

表 5 洛友中学校の主な年間行事予定

4 月	始業式（昼夜合同） 入学式（夜間部） 前期体験入学（昼間部）
5 月	前期転入学歓迎会（昼間部） 校外学習（昼夜合同）
6 月	球技大会（昼夜合同） 宿泊学習「S.T.A.R.T」（昼間部）
7 月	第 1 回定期テスト 祇園祭見学（昼間部） 自然体験学習「S.T.E.P」（昼夜合同）
9 月	文化祭（昼夜合同）
10 月	ファイナンスパーク学習（昼間部） 生き方探究チャレンジ体験（昼間部）
11 月	修学旅行（昼夜合同） 第 2 回定期テスト
12 月	科学センター学習（昼夜合同） 年末懇親会（昼夜合同）
1 月	書き初め（昼夜合同）

	第3回定期テスト（昼間部3年）
2月	民族の文化にふれる集い（昼夜合同） 第3回定期テスト（昼1・2年、夜間）
3月	卒業遠足「S.T.A.N.D」（昼間部） 送別激励会（昼夜合同） 卒業式（昼夜合同）

また、不登校を経験した影響で宿泊学習に抵抗を感じていた昼間部生徒が6月の宿泊学習「S.T.A.R.T」を体験し、少しずつ自分に自信を取り戻していく。そして、昼・夜間部合同の自然体験学習「S.T.E.P」や修学旅行（生徒全員が参加対象）の中で、親や祖父母ほどの年齢である夜間部生徒と自然体で心を開いてふれあうことができるようになり、社会性や人間性の成長につながっている。また、夜間部生徒も昼間部生徒との交流を通して、「自分たちが役に立っている」という実感を持ち、自己肯定感を高めている。

修学旅行の事後アンケートに、次のようなものがあつた。

- ・「夜間部の方と仲良くなった。楽しかった。」
- ・「ちゅうかんぶのせいとたちがかわいかった。」
- ・「みなととまった。初めてだった。」
- ・「みんなで協力できてよかった。ふだんあまり話さない人と話した。」
- ・「今までの修学旅行で一番楽しかった。」等

このように洛友中学校においては、昼間部と夜間部の交流の時間や合同の行事を、大切な教育活動として位置付けている。



図4 昼・夜間部合同の修学旅行
（淡路ワールドパークにて）

(2) エピソード1～「洛友中学校には学びの原点がある」～

平成26年度に洛友中学校を卒業した昼間部生徒が、その年の11月に実施された京都市中学校総合文化祭弁論大会で発表した「勉強～意味を考えて～」の一部を以下に示す。

私たち昼間部は「交流の時間」に、夜間部の生徒さんと一緒に活動したり、授業を受けたりしています。皆さん、とても熱心に、楽しそうに学習しておられます。夜間部の生徒さんは、どうしてあんなに楽しそうなのだろう、と私はいつも思っていました。

そんなとき私は、夜間部生徒さんの文集の中に、こんな言葉を見つけました。「私は、学びたいから学ぶのです。」心の底から学びたい、夜間部の生徒さんにそう思わせた勉強は、ものすごく価値と魅力があるものに違いない。勉強というものへの考え方が、私の中で大きく変わっていきました。それまでの「勉強は義務だ」という考え方が、ひどく狭いものに思えてきました。私の友達は、「勉強は見返りを求めてするもの」と言いました。しかし、夜間部の生徒さんは、勉強そのものを心の底から楽しんでいる。そこが大きな違いなのだわかりました。

戦争や貧困・差別など様々な事情で学齢期に学校で学ぶことができなかった夜間部生徒の「学びたいから学ぶ」という純粋な気持ちや、楽しそうに直向きに学習している姿が、不登校を経験した昼間部生徒の心にエネルギーを与えていることがわかる。

この昼間部生徒は、弁論を次のように結んでいる。

みなさんは、勉強の意味をどのように考えておられますか。人はなぜ勉強するのだと思いますか。私は、まだ答えにはたどり着いていません。けれど、勉強の意味を本気で

考えたことで、私は確実に成長できたと思います。「洛友中学校という場所」「学びたいから学ぶということば」は、私にとって大切な原点です。これからもっと考えて考えて、納得できる答えを必ず見つけたいと思っています。

ドキドキ・ハラハラしながらも、この生徒は多くの人の前で弁論をやり遂げ、達成感や成就感を味わうことができた。さらに嬉しいことに「会長賞」を受賞し、その一報を聞いた夜間部生徒は、自分たちの生き様がこのように昼間部生徒の発表につながったと、自己肯定感を高めることとなった。



図5 京都市中学校総合文化祭弁論大会
（京市総合教育センターにて）

平成28年12月4日・5日に、60周年記念大会として洛友中学校で実施された第61回全国夜間中学校研究大会において、「洛友からの発信」と題して、「昼間部」「夜間部」「交流の時間」について、昼・夜間部の代表生徒がそれぞれ自作パワーポイントを使って発表した。その後、上記の昼間部卒業生が全国各地から集まってきた夜間中学の生徒の皆さんの前で、『勉強～意味を考えて～』を発表した。会場の聴衆は緊張感あふれる静けさの中で、彼女の一言一句に聴き入っていた。発表が終了すると、体育館は大きな拍手に包まれた。まさに「学びの原点」を参加者全員と共有した時間となった。

(3) エピソード2～それぞれが学んだ喜びを胸に旅立ち～

平成28年3月15日午後6時から、洛友中学

校体育館において卒業式が挙行された。昼間部代表生徒2人、夜間部代表生徒2人がそれぞれ答辞を読んだ。

昼間部女子生徒は、「洛友に来る前、目を閉じるとそこは暗いトンネルの中で、光が全くありませんでした。トンネルは前後左右が分からない状態でした。とても怖かったです。しかし、転入して少し光が見えるようになりました。今は、その光が大きくなって、目の前には思いもなかったこと、『このトンネルを抜けたらそこはどんな場所かな』とワクワクしています。」と綴った卒業文集を引用しながら、洛友中学校での学びを振り返った。

実は卒業式の前日に毎日新聞の記者から、昼・夜間部4人の答辞担当者にインタビューをしたいとの依頼があった。昼間部生徒はインタビューを受けることやそれが新聞に掲載されることについて、保護者と相談した上で了解することになった。ただし、写真は後ろから撮り、氏名は出さないことを条件とした。夜間部生徒は直接記者と話をし、インタビューを受けることやそれが記事になること、また、顔写真や氏名が新聞に掲載することも含め、自ら了解した。

昼間部女子生徒は、「友人関係の悩みなどから、中学1年の夏休み以降不登校になった。昨年5月に洛友中に転入後、相手に気を遣い過ぎないようにした。同級生や先生と過ごす時間が楽しく、4か月経った頃には毎日登校できるようになった。明るかった本来の自分に戻れた気がした。高校に行ったら資格を取り、将来に生かしたい。」と声を弾ませながらインタビューに答えた。

また、同じく答辞を担当した昼間部男子生徒は、「中学1年の9月頃、リレー選手を任せられ、体育祭当日に欠席した。周りから攻められるのが嫌で学校に通えなくなった。自分の性格を変えたいと洛友中に転入したが、周りとの接し方がわからず悩んだ。先生に勧められ自分をさらけ出すようにすると、自然と話せる友達が増え、自信がついた。卒業はさみしいけれど、もっと自分を成長させないといけない。クラスの仲間と過ごすうちに、自分の長所にも気づけた。将

来は人のためになる看護師を目指すつもりだ。」と打ち明けた。



図 6 答辞を読む昼間部の男子生徒と女子生徒
【毎日新聞 2016(平成 28)年 3 月 24 日】

夜間部の答辞担当者の一人である男子生徒は、78 歳の中国残留日本人孤児の方であり、「長野県で生まれ、第二次世界大戦末期の 2 歳の時、国策の開拓団として家族 6 人で中国・黒竜江省に移住した。終戦直後、両親は病気で亡くなり、兄や姉と生き別れ、中国人義父母の元で育った。中学に行けなかった中国人の妻と一緒に 2011 年に洛友中に入學した。仲間との会話を通じて日本語への苦手意識を克服し、夫婦で念願の門出の日を迎えた。勉強は難しかったけど楽しかった。これからもたくさんのことを学びたい」と笑顔で話した。

夜間部のもう一人の男子生徒は、「小学 6 年の 2 学期の初日から学校に行けなくなり、ずっとひきこもりになった。しかし、約 4 年前、母親が病気になる、手術をして一命を取り留めたのを機に、これ以上つらい思いはさせられないと、洛友中への入學を決意した。同級生の年齢の高さが救いだっただ。文化祭の劇では毎年主役級を務め、消極的だった性格はだんだんと変化していった。何気ない学校生活が新鮮で、うれしかった。それでも、あまり成長してないんじゃないかなと厳しいのは、この程度ではいけないと自覚するからだ。高校を卒業し、就職して、結婚もして、母に早く孫を抱かせるのが夢だ。」と語った。



図 7 卒業式後 談笑する夜間部答辞担当者
【毎日新聞 2016(平成 28)年 3 月 24 日】

昼・夜間部の 4 人の答辞担当者は、インタビューでも答えているように、それぞれがつらい過去と向き合いながら、洛友中学校での学びを通して、それらを克服していったことを答辞で語り、最後に新たなステージでの活躍を思い描いて締めくくった。卒業式後、校門前には在校生や家族の方々、そして教職員が花道をつくって、昼間部 5 人、夜間部 17 人の卒業生を温かく送り出した。

4. 生徒指導の視点からの教育的価値

洛友中学校の教職員は、生徒とコミュニケーションを取る時には、常にカウンセリングマインドを心がけ、昼・夜間部生徒の立場に立って、考えや行動を「共感的」に理解しようと努めている。また、昼・夜間部生徒の話を傾聴し、「感情や気持ちを受け止めてもらえた」と、生徒が実感できるように関わっている。本人の話を否定せず、ありのまま受け入れようと「受容的な態度」で、また、「先生はわかってくれている」と実感できるように「共感的な態度」で、接するように努めている。「目に見える変化には現れにくいかもしれないが、話をする前より、少しでも心が軽くなった。」と生徒が思えるような関わりや働きかけを積み重ねることにより、徐々に教職員との信頼関係が構築され、特に昼間部生徒に「安心感・信頼感」が育まれていった。「安心感・信頼感」が育まれると、それが支えとなり、日々の教育活動にエネルギーが湧いてくる。

十分な生徒理解に基づき、適切な支えのもと行事や課外活動などにおいて、それぞれの生徒に活躍の場を準備することにより、「自らが必要とされている」「人の役に立っている」と「自己有用感」を高めることができる。また、授業において、スモールステップで「わかった・できた・おもしろい」の体験を繰り返すことにより、「自分もやればできる」と「自己肯定感」や「自尊感情」を高めることができる。そのような日々を積み重ねることにより、自らの課題と向き合い、課題解決や成長へと歩みを進めることができ、生徒一人一人の「自己実現」につながっている。

換言すれば、昼・夜間部生徒にとって、洛友中学校が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる場所にするために、教職員が常に寄り添い「受容的・共感的な態度」で接している。このことはまさに教職員による「居場所づくり」ということができる。

また、日々の昼・夜間部の「交流の時間」や昼・夜間部合同の「球技大会」「修学旅行」などの学校行事において、夜間部生徒が主体的に昼間部生徒に関わっていることは、「絆づくり」と呼ぶにふさわしいものである。そして、昼間部生徒にとって、親や祖父母の年齢である夜間部生徒との信頼関係を構築していく過程は、社会性や人間性の伸長につながり、結果として昼間部生徒の社会的自立に役立っているといえることができる。

5. 教員に求められる資質・能力

生徒指導には、社会性の豊かな人間へと成長や発達を促す側面といじめ・暴力・エスケープなど現実的な問題行動の解決を図る側面とがある。これまで生徒指導とえば、後者の問題行動への対応と思われがちであったが、児童生徒の成長や発達を促すことが問題行動の予防となり、引いては魅力や活力のある学級や学校づくりにつながる。だからこそ、授業や学校行事、また部活動などすべての教育活動において、「自己指導能力」の育成が重要であるといえる。「自己指導能力」とは、「その時、その場でどの

ような行動が適切であるか、自分で考えて、決めて、実行する力」であり、「適切な行動」とは、「自分のためにもなり、他の人のためにもなる行動」と捉えることができる。

このような生徒指導を意図的・計画的に、そして組織的に展開するために、教員に求められる資質とは、児童生徒一人一人の良さや可能性に目を向け、それを伸ばそうとする教育的愛情と児童生徒を尊重する姿勢を、常に持ち続けられることである。まさにこれは前述の洛友中学校の教職員が大切にしているマインドである。

また、効果的な生徒指導を展開するために教員に求められる能力についても、洛友中学校の取り組みから学ぶことができる。具体的には、①児童生徒一人一人に受容的・共感的な態度（カウンセリングマインド）で接し、信頼関係を構築する能力、②丁寧な観察を通じて、深く児童生徒を理解する能力、③児童生徒の置かれている実態や発達の在り方など、個別性や多様性を尊重する能力、④児童生徒に自己肯定感や自己有用感を育む能力、⑤集団の特質を生かしながら、児童生徒の自己指導能力を育てる能力、⑥他の教職員や家庭・地域、また関係機関などと連携して取り組む能力、⑦「生徒指導の三機能」を生かした対話のある授業づくりや学級づくりを行う能力、などである。「生徒指導の三機能」とは、「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」である。

上記のような資質・能力は短期的に身に付くものではなく、日々の生徒指導実践に反省的に取り組む中で開発されていくものである。したがって、教員には自己の心身の健康を維持するとともに、児童生徒への愛情と職業的使命を自覚し、自己研鑽に励む資質が求められる。

6. おわりに

本研究では、不登校を経験しそれを克服しようとする昼間部生徒と戦争や貧困・差別によって学齢期に義務教育を果たすことができなかつた夜間部生徒が、世代や国籍を超えてふれあい学び合う全国唯一の学校である京都市立洛

生徒指導の視点から捉えた不登校特例校と夜間学級の生徒の相互交流の教育的価値

友中学校の実践を、生徒指導の視点から捉え直した。その中で、昼間部と夜間部の交流の時間や合同の学校行事などでのふれあいが、昼間部生徒の学びのエネルギーにつながっていることや夜間部生徒の自己肯定感を高める一助になっていることを確認することができた。

また、親や祖父母の年齢である夜間部生徒との信頼関係を構築していく過程は、昼間部生徒にとって、社会性や人間性の伸長につながり、結果として昼間部生徒の社会的自立に役立っていることも再認識できた。

洛友中学校の教職員が昼間部や夜間部の生徒に、常に寄り添いながら受容的・共感的な態度（カウンセリングマインド）で接することにより、信頼関係を構築し、生徒の自己肯定感や自己有用感を育てていることは汎用性があり、一般の学校においても必要な関わり方・働きかけであるということが出来る。このことも含め、生徒指導を行う上で、教員に求められる資質を2つ、能力を7つ、提言することができた。最後に京都市立洛友中学校は、「マジョリティーがマイノリティーに学ぶ場になっている」といえる。

注

(注1) 平成17年7月、構造改革特別区域法による特区803「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の全国化により、特別な教育課程を編成する学校（「不登校特例校」）が指定されることとなった。文部科学大臣が認定すれば、特別の教育課程による義務教育等を実施できる仕組みである。令和4年現在、全国で21校（うち、公立学校12校、私立学校9校）が指定を受けている。（「特例校（不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校）について」より、文部科学省）

(注2) 平成27年度、28年度の夜間部生徒の出自については、日本籍（中国残留孤児、不登校生）、韓国・朝鮮籍（在日、新渡日）、中国籍（中国残留孤児配偶者・親族、新渡日）であったが、令和に入ってからネパール、フィリピン、モロッコや日本籍の不登校が増えてきている。また、平均年齢について

は、平成28年度は62.3歳であったが、令和4年度は55.7歳と若くなっている。（「洛友中学校夜間部の国籍別生徒数、年齢構成表」より）

参考文献

江口 怜：「学校社会事業としての夜間中学—1950～60年代の京都市の事例に着目して—」

file:///C:/Users/takag/Downloads/edu_53_02%20(1).pdf

教育新聞（2022）「義務教育未修了者は約90万人のうち小卒は約80万人」

https://www.kyobun.co.jp/news/20220609_06/

京都市教育委員会（2017）：「京都市いじめの防止等取組指針（平成27年1月改定平成29年9月）1-5」

京都市教育委員会（2019）：「生徒指導の三機能チェックリストの活用」（坂本昇一「生徒指導の機能と方法」文教書院）

京都市立洛友中学校（2014）：「京都市中学校総合文化祭弁論大会『勉強～意味を考えて～』2014（平成26年11月実施）」

京都市立洛友中学校（2016）：「卒業文集『夜空』2016（平成28）年3月発刊」

厚生労働省：「児童虐待の定義と現状」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.htm1

毎日新聞：2016（平成28年）3月24日朝刊

文部科学省（2005a）：「特例校（不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校）について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387008.htm

文部科学省（2005b）：「不登校児童生徒の実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の概要」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397860.htm

文部科学省（2011）：「生徒指導に関する教員研修の在り方について（報告書）」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/080/houkoku/1310110.htm

京都女子大学教職支援センター研究紀要（第5号）

- 文部科学省（2015a）「教育課程企画特別部会 論
点整理」
[https://www.mext.go.jp/component/b_menu/
shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/201
5/12/11/1361110.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/12/11/1361110.pdf)
- 文部科学省(2015b):「1. 2030年の社会と子供たち
の未来」
[https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/ch
ukyo/chukyo3/siryo/attach/1364310.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1364310.htm)
- 文部科学省・国立教育政策研究所（2015c）：
「生徒指導リーフ『絆づくりと居場所づく
り』Leaf. 2」
[http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf02.
pdf](http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf02.pdf)
- 文部科学省（2017a）：「別添3 義務教育の段階に
おける普通教育に相当する教育の機会の確保等
に関する法律（平成28年法律第105号）」
[https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seito
shidou/1380960.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380960.htm)
- 文部科学省（2017b）：「義務教育の段階における普
通教育に相当する教育の機会の確保等に関する
基本指針（平成29年3月31日）」
[https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seito
shidou/_icsFiles/afieldfile/2017/04/17/13
84371_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/04/17/1384371_1.pdf)
- 文部科学省（2019）：「不登校児童生徒への支援の
在り方について（通知）令和元年10月25日」
[https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/se
itoshidou/1422155.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm)
- 文部科学省（2022a）「令和3年度児童生徒の問題
行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する
調査結果の概要」
[https://www.mext.go.jp/content/20221021-
mxt_jidou02-100002753_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20221021-mxt_jidou02-100002753_2.pdf)
- 文部科学省（2022b）：「夜間中学の設置・充実に向
けた取組の一層の推進について（依頼）（令和4
年6月1日）」
[https://www.mext.go.jp/content/20220603-
mxt_syoto02-100003094_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220603-mxt_syoto02-100003094_3.pdf)
- 文部科学省（2022c）：「不登校特例校の設置者一
覧」
[https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seito
shidou/1387004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387004.htm)
- 文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生
徒指導上の諸課題に関する調査-用語の解
説」
[https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/ch
ousa01/shidou/yougo/1267642.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/shidou/yougo/1267642.htm)